電気需給約款
(低圧)
(東北エリア)

株式会社さくら新電力

実施：2023 年 8 月 1 日

目次

I. 総 則 1
1. 適 用 1
2. 定 義 1
3. 単位および端数処理 3
4. 本約款の変更 3
5. 実施細目 4
II. 契約について 4
6. 需給契約の申込み 4
7. 需給契約の成立および契約期間 5
8. 需要場所 5
9. 需給契約の単位 5
10. 供給の開始 5
11. 供給の単位 6
12. 承諾の限界 6
13. 電気需給契約書の作成 6
III. 契約種別および電気料金 6
14. 契約種別および電気料金 6
IV. 料金の算定および支払い 6
15. 料金の適用開始の時期 6
16. 検針日 7
17. 電気料金の算定期間 7
18. 使用電力量の算定 7
19. 電気料金の計算 8
20. 日割計算 8
21. 電気料金の支払義務および支払期日 8
22. 電気料金の支払方法 8
23. 延滞利息 9
24. 保証金 10
V. 使用および供給 11
25. 適正契約の保持 11
26. 力率の保持 11
27. 需要場所への立入りによる業務の実施 11
28. 電気の使用にともなうお客さまの協力 12
29. 供給の停止 12

30.　供給停止の解除 13
31.　供給停止期間中の電気料金 13
32.　違約金 13
33.　供給の中止または使用の制限もしくは中止 13
34.　制限中止割引 13
35.　損害賠償の免責 14
36.　設備の賠償 14
VI.　契約の変更および終了 15
37.　需給契約の変更 15
38.　名義の変更 15
39.　需給契約の廃止（お客さまからの解約） 15
40.　解約等（当社からの解約） 16
41.　需給契約消滅後の債権債務関係 16
VII.　供給方法および工事 16
42.　需給地点および施設等 16
VIII.　工事費の負担 17
43.　工事費等の負担方法 17
44.　工事費等の申受けおよび精算 17
45.　供給開始に至らない場合および供給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう費用の申受け 17
IX.　保　安 18
46.　保安の責任 18
47.　調査および調査に対するお客さまの協力等 18
48.　保安等に対するお客さまの協力 18
X.　そ の 他 19
49.　需要情報の通知 19
50.　不可抗力 19
51.　専属的合意管轄裁判所 19
52.　反社会的勢力の排除 19

別紙
別紙１　燃料費調整Ⅰ 21
別紙２　燃料費調整Ⅱ 23
別紙３　再生可能エネルギー発電促進賦課金 27
別紙４　負荷設備の入力換算容量 28

Ⅰ. 総　則

1. 適　用

(1) この電気需給約款（低圧）（以下、「本約款」といいます。）および契約種別ごとの実施要綱（以下、「各実施要綱」といいます。）は、当社が低圧にて電気の供給を受けるお客さまに対して、一般送配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）に定める託送供給により、電気を小売するときの電気料金その他の需給条件を定めたものです。

(2) 本約款は、次の地域に適用します。
ただし、電気事業法第 2 条第 1 項 8 号イに定める離島は除きます。
青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

2. 定　義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 一般送配電事業者
本約款 1（適用）(2)において定める地域の一般送配電事業を営むことについて電気事業法第 3 条の許可を受けた事業者をいいます。

(2) 低　圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(3) 需要場所
託送約款等に定める需要場所をいいます。

(4) 電　灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(5) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。
ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(6) 動　力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(7) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 契約電力等

契約電流、契約容量および契約電力を総称したものをいいます。

(12) 電気料金プラン

契約種別ごとの実施要綱に定める基本料金、電力量料金等お客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件をいいます。

(13) 電気料金

本約款および各実施要綱にもとづき、電気料金プランを適用し、お客さまの電気のご使用状況に応じて計算される料金をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条に定める賦課金をいいます。

(15) 供給条件の説明

電気事業法第 2 条の 13 に定める電気料金その他供給条件の説明をいいます。

(16) 契約締結前の書面交付

電気事業法第 2 条の 13 に定める電気料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(17) 契約締結後の書面交付

電気事業法第 2 条の 14 に定める電気料金その他供給条件等が記載された書面の交付をいいます。

(18) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(19) 消費税率

消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。

(20) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(21) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間

とし、毎年1 月 1 日から3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から4 月 30 日までの期間、3月 1 日から5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から7月 31 日までの期間、6 月 1 日から8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの5期間、8 月 1 日から10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間をいいます。

(22) 夏季

毎年7 月 1 日から9 月 30 日までの期間をいいます。

(23) その他季

毎年10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

3. 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワット(W)または1 ボルトアンペア(VA)とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

(2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

(3) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。ただし、電気の電力を算定した値が 0.5 キロワット(kW)以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワット(kW)とします。

(4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

(5) 力率の単位は、1 パーセント(%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(6) 請求金額、消費税相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金については、小数点以下第 1 位にて切り捨て、制限中止割引については、小数点以下第 3 位にて四捨五入いたします。また、それ以外の料金については、小数点以下第3位にて切り捨てます。

4. 本約款の変更

(1) 当社は、次の場合に民法の規定にもとづき本約款および各実施要綱を変更することがあります。この場合、契約期間中であっても、変更後の本約款および各実施要綱によります。

イ 託送約款等が改定または法令・条例・規則等の制定・改廃に伴い、それをふまえた本約款および各実施要綱への変更が必要な場合。なお、本約款および各本実施要綱の変更までの間、本約款および各実施要綱での託送約款等は変更後の託送約款等に

よります。

ロ　消費税および地方消費税の税率が変更により電気料金に変更が必要な場合

ハ　社会の変化等により当社へ大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合。

(2) 本約款および各実施要綱の変更方法は、お客さまに対し、事前に変更する事項をお知らせし、変更後も変更した事項をお知らせします。ただし、変更とならない事項はお知らせを省略することがあります。本約款および各実施要綱の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更の場合には、事前に変更事項の概要のお知らせのみとする場合があります。

(3) 本約款および各実施要綱の変更の場合のお客さま等へお知らせする方法は、変更した事項を書面の交付、電子メールの送信または当社ホームページへの掲載等によります。

5. 実施細目

本約款の実施上必要な細目事項は、本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

II. 契約について

6. 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款、各実施要綱および送配電事業者の託送約款等におけるお客さまに関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものとします。

イ　お客さまが、本約款によって支払いを要することとなった電気料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます。）を他の小売電気事業者等へ当社が通知すること

ロ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること
なお、当社は、その旨の承諾書を提出していただくことがあります。

ハ　当社は、需給契約にもとづきお客さまから申し出ていただいた事項のうち、当該接続供給のために一般送配電事業者が必要とする事項について、当該一般送配電事業者に情報を提供します。

(3) 契約電力等については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し

出ていただきます。この場合、1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7. 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立します。
ただし、一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することがあります。

(2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までとします。契約期間満了の 30 日前までに需給契約の解約または変更の申し出が無い場合、需給契約は満了後、1 年毎に同一条件で継続されるものとします。

(3) 契約締結前の書面の交付、供給条件の説明および契約締結後の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下、「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。

(4) 電気需給契約が更新される場合には、事前にお客さまに更新後の契約期間の説明を当社が適当と判断した方法にてお知らせし、更新後は、新たな契約期間等を当社が適当と判断した方法にてお知らせいたします。なお、変更とならない事項については省略させていただくことがあります。

8. 需要場所

需要場所は、託送約款等にもとづき定められる需要場所と同一とします。

9. 需給契約の単位

当社は、電気の 1 需要場所について、1 電気料金プランを適用して、原則 1 需給契約を締結します。 ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合は、複数の需給契約を締結することができます。

10. 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの申込みを承諾した場合には、お客さまとの協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(2) いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後

に当社との需給契約が成立した場合は、その使用を開始した日とします。

(3) お客さまの責に帰すべき理由により、当社との協議によって定めた供給開始日を延期する場合、お客さまには、当該延期に起因して当社が被った損害額を負担していただきます。

(4) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。

11. 供給の単位

当社は、原則として、契約種別に応じて、適用する供給電気方式および供給電圧を各実施要綱に定めます。

12. 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によって、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13. 電気需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるとき、または当社が必要とするときは、需給契約に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成します。

III. 契約種別および電気料金

14. 契約種別および電気料金

契約種別および電気料金は、契約種別ごとの実施要綱に定めるところによります。

IV. 料金の算定および支払い

15. 料金の適用開始の時期

料金は、供給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ電気需給契約書を作成

されたお客さまについては、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。

16. 検針日

検針日は、託送約款等に定めるところによるものとします。

17. 電気料金の算定期間

電気料金は、以下の場合を除き、「1 月」を単位として算定し、(「1 月」とは、前月の検針日（送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。）から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。ただし、当社があらかじめお客さまに計量日（電力量または最大需要電力が一般送配電事業者が設置した記録型計量器に記録される日をいいます。)をお知らせした場合､「1 月」とは､前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間 (以下「計量期間」といいます。)とします。

(1) お客さまに電気の供給を開始または需給契約が終了した場合
(2) 契約種別、契約負荷設備または契約電力等を変更したことにより、電気料金に変更があった場合

18. 使用電力量の算定

(1) 当社は、一般送配電事業者が託送約款等にもとづき計量した値を用いて使用電力量を算定します。
(2) 計量器は、託送約款等にもとづき一般送配電事業者が設置します。
(3) 電気料金の算定期間における使用電力量は、30 分ごとの使用電力量の合計として算定します。
(4) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの需給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量とします。
(5) 当社は、使用電力量の算定の結果をすみやかにお客さまにお知らせします。
(6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、電気料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。
(7) 特別の事情がある場合で、使用電力量の算定に計量値等を用いることが適当でないときは、使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。

19. 電気料金の計算

(1) 電気料金は、次の場合を除き、電気料金の算定期間を「1 月」として算定します。

イ　電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止した場合

ロ　需給契約が消滅した場合

ハ　契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

(2) 電気料金は、お客さまが選択した電気料金プランの電気料金を適用して計算します。

20. 日割計算

(1) 当社は、本約款 19（電気料金の計算）(1)イまたはロの場合は、電気料金を日割計算します。

イ　日割計算の基本算式は、次のとおりとします。

基本料金、最低料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

1 月の該当料金×日割計算対象日数÷検針期間等の日数

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間の使用電力量により計算します。

(2) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてその都度計量値の確認をします。

21. 電気料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの電気料金の支払義務発生日は、検針日に発生します。
ただし、記録型計量器により計量する場合で、一般送配電事業者があらかじめ当社に託送約款等に定める計量日を通知したときは、お客さまの電気料金の支払義務は、計量日に発生するものとします。また、需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日に発生するものとします。

(2) お客さまの電気料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、原則として支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目とします。
ただし、当社が請求書等で、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目以降の支払期日を指定した場合はその日とします。
なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下、「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日とします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日とします。

22. 電気料金の支払方法

(1) 電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて

電子データによりお客さまにご提供いたします。なお、この場合当社は該当電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、毎月末日までに当社にお申し出いただくことにより、かかる電子データによる請求に代えて、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、1 月につき 200 円（税別）を毎月のご請求額に上乗せしてお支払いいただきます。

(2) 電気料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお､料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は､次により、原則としてイまたはロに定める方法により支払っていただきます。

ただし、お客さまが希望される場合は、ハに定める方法により支払うこともできます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立て替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて振り込む方法によって支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

なお、振込手数料はお客さまの負担とさせていただきます。

(3) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハの方法により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものとします。

イ　(1)イの方法で支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき

ロ　(1)ロの方法で支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき

ハ　(1)ハの方法で支払われる場合は、料金がその金融機関等に振込まれたとき

(4) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(5) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

23. 延滞利息

(1) お客さまが電気料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われない場合は、

当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 本約款 22（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

(2) 需給契約の廃止または当社からの解約によって需給契約が消滅した場合は、消滅日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない電気料金について、支払期日の翌日から消滅日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(3) 延滞利息は、その算定の対象となる電気料金または工事費等から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセント（1 日あたり 0.0274 パーセント）の割合を乗じて計算して得た金額とします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金×消費税率÷（1＋消費税率）

(4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる電気料金または工事費等を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金とあわせて支払っていただきます。

24. 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合は、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額電気料金の 3 か月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお電気料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき

①　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の電気料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

②　支払期日を経過してなお電気料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額電気料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定します。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定します。
なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定します。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお電気料金を支払われなかった場合は、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合は、保証金をお返しします。

V. 使用および供給

25. 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力等をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合は、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

26. 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

(2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることがあります。

27. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者は、業務の必要上お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合は、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

(2) 本約款 47（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 本約款 29（供給の停止）、本約款 38（需給契約の廃止）(1)または本約款 39（解約等）により必要な処置

(6) その他この約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一

般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要業務

28. 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他の電気の使用者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合は、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合は、一般送配電事業者がお客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷の特性によって各相関の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他上記のいずれかに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、お客さまは、一般送配電事業者の定める発電設備系統連系に関する取り決めに準じていただきます。

29. 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合は、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ　託送約款等の定めに反して、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合は、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき

ニ　本約款 27（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ　本約款 28（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) お客さまがその他本約款および各実施要綱における需給契約に反した場合は、当社は、

そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

30. 供給停止の解除

本約款 29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときは、当社は、特別の事情がある場合を除き、すみやかに電気の供給を再開します。

31. 供給停止期間中の電気料金

本約款 29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合は、その停止期間中は、まったく電気を使用しない場合の月額電気料金を本約款 20（日割計算）の定めにより日割計算をして、電気料金を算定します。

32. 違約金

お客さまが本約款 29（供給の停止）(2)ロまたはハに該当し、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合で、当社が一般送配電事業者から託送約款等にもとづき違約金の請求を受けた場合は、当社は、当該違約金相当額をお客さまより申し受けます。

不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般送配電事業者により決定された期間とします。

33. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社は、次の場合は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　電気の需給上または保安上必要がある場合

ニ　その他託送約款等に定めのある場合

(2) (1)の場合は、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせします。 ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

34. 制限中止割引

(1) 当社は本約款 33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1) により、定額電灯、従量電灯および低圧電力にもとづく各種契約種別に対し、電気の供給の中止、電気の使用の制限もしくは中止をした場合は、次の割引を行い料金を算定します。ただし、その

原因がお客さまの責に帰する場合は、この割引は適用いたしません。

イ　割引対象

定額電灯については、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増の適用を受ける場合はその適用後の料金といたします。）といたします。ただし、本約款 19（電気料金の計算）(1) の場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

ロ　割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日につき 4 パーセントといたします。

ハ　制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1 日の内延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。

(2)　(1) による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに 3 日前までにお知らせして行う制限または中止は、1 月に 1 日に限って計算に入れません。この場合の 1 月に 1 日とは、料金の算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間とします。

(3) 公衆街路灯Ａに対する供給の中止､使用の制限もしくは中止については､(1)および(2)に準じて割引を行います。

35. 損害賠償の免責

(1) 本約款 33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 本約款 29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または需給契約が消滅もしくは当社から需給契約を解約した場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときは、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。

36. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能であるとき
修理費
(2) 亡失または修理不可能であるとき
帳簿価額と取替工費との合計額

VI. 契約の変更および終了

37. 需給契約の変更

(1) お客さまが、電気の需給契約の変更および契約種別の変更に伴う電気の需給契約の変更を希望される場合は、変更の 30 日前までに当社へ申し出てください。その際は、本約款 6（需給契約の申込み）に定める新たな需給契約を締結する場合に準じます。

(2) (1)の場合、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合の取扱いは、本約款 7（需給契約の成立および契約期間）(2)および(3)に準じます。

38. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合は、その旨を当社に申し出ていただきます。

39. 需給契約の廃止（お客さまからの解約）

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、30 日前までに当社に通知していただきます。
当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行ないます。
なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 需給契約は、本約款 40（解約等）および次の場合を除き、お客さまが 30 日前までに当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の 30 日前の日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から 30 日後に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

40. 解約等（当社からの解約）

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合は、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合は、その旨をあらかじめお客さまにお知らせします。

イ お客さまが電気料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の電気料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ハ 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ お客さまが本約款に反した場合

(2) 本約款 29（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合は、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせします。

(3) お客さまが、本約款 39（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用していないことが明らかな場合は、当社および一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものとします。

41. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の電気料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅しません。

VII. 供給方法および工事

42. 需給地点および施設等

(1) 当社は、託送約款等にもとづき一般送配電事業者が施設する供給設備を介して、電気を供給します。

(2) 電気の需給地点は、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。

(3) 需給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者が託送約款等にもとづき施設します。

(4) 一般送配電事業者の供給設備、計量器および通信設備等の施設場所は、お客さまから無償で提供していただきます。

(5) 当社が一般送配電事業者から電気の供給または計量にあたり必要な設備の施設を求められた場合は、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきま

す。この場合は、当社および一般送配電事業者がその設備を無償で使用できるものとします。

VIII. 工事費の負担

43. 工事費等の負担方法

当社が一般送配電事業者からお客さまの需要場所に対応する需給地点への接続供給に係る工事費等の負担を求められた場合は、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

44. 工事費等の申受けおよび精算

(1) 一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事費等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2) 当社は、一般送配電事業者による設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費等に著しい差異が生じた場合等において、一般送配電事業者との間で工事完成後に工事費等の精算を行う場合は、お客さまとの間で工事費等を精算するものとします。

45. 供給開始に至らない場合および供給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう費用の申受け

(1) 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合でも、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費をお客さまから申し受けます。

(2) お客さまが電気の使用を開始された日以降または需給契約を変更した後 1 年未満で、需給契約を廃止または変更され、当社が一般送配電事業者から託送約款等にもとづき料金および工事費等の精算を求められた場合は、当社は、お客さまからその料金および工事費等相当額を申し受けます。

IX. 保　安

46. 保安の責任

需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、送配電事業者が保安の責任を負います。

47. 調査および調査に対するお客さまの協力等

(1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、一般送配電事業者、または一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾をえてお客さまから電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

(2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

48. 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合は、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合は、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をします。

イ　お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は(1)に準じて、適当な処置をします。

(3) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。

また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合は、すみやかにその内容を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要が

あるときは、一般送配電事業者と協議のうえ、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

X. そ の 他

49. 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。この場合、お客さまから当該情報を提供していただきます。

50. 不可抗力

(1) 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は、以下に定める不可抗力によって需給契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないものとします。

イ　地震等の天災地変が起きた場合

ロ　戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

(2) 不可抗力による解約

イ　(1)で定める不可抗力を原因として需給契約の履行ができない場合、お客さままたは当社は需給契約の一部または全部を解約できるものとします。

ロ　解約にともなう損害は、お客さま、当社ともに賠償責任を負わないものとします。

51. 専属的合意管轄裁判所

需給契約にかかわる訴訟については、青森地方裁判所弘前支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

52. 反社会的勢力の排除

(1) お客さまおよび当社は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ､特殊知能暴力集団､その他これらに準ずる者をいいます｡以下同じ｡）に該当し、または反社会的勢力と次のいずれかに定める関係を有することが判明した場合は、事前に通知のうえ、需給契約の全部または一部を解除できるものとします。

イ　反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

ロ　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

ハ　自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき

ニ　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき

ホ　その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) お客さまおよび当社は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合は、事前に通知のうえ、需給契約の全部または一部を解除できるものとします。

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任をこえた不当な要求行為

ハ　取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ　風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ　その他上記に準ずる行為

(3) お客さまおよび当社は、自己が将来にわたり(1)および(2)に該当しないことを表明および確約します。

(4) お客さまおよび当社は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否するものとします。

(5) お客さまおよび当社は、相手方が(3)および(4)の規定に違反した場合は、事前に通知のうえ、需給契約の全部または一部を解除できるものとします。

(6) お客さままたは当社が前各項の規定により契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また、解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとします。